

平成29年度

地籍調査

実施します

第1期

大字芹口字

上馬場表	中	原	前久保	後久保
菅ノ迫	迫ノ下	冷水	石鳥蘇	
中岩	上多別	中西川	下西川	
下芹口	上芹口	長谷	下小畑	

第2期

大字草部字

菅無田	牛ヶ頭	琵琶ノ首	長	森
灰原				

大字芹口字

上川走	上小畑	下古畑	牛神
永谷	前畑	上西川	下中村
馬場	出	上中村	

説明会 5月

調査 6月上旬から実施

説明会 7月

調査 8月中旬から実施

問 税務課 地籍調査係

☎62-1111 内線163

土地所有者へお願い

①土地の境界確認と杭打ち

調査前に境界を中心に1m幅内の竹林伐採や草刈りを行い、立ち会いがしやすいようご協力をお願いします。

②一筆地調査は必ず立ち会いを

円滑な調査を進めるため、ご本人の立ち会いが出来ない場合は、委任状を提出のうえ、代理人の立ち会いをお願いします。

事前に文書を送付します。
ご理解とご協力をお願いします。

子育て

子育て支援センター

活動状況報告

☆子育てディスカッション

～親の学びプログラム～

3月10日(金)

阿蘇教育事務所より二人の先生を招き、ゲーム、「子育て三行詩」の紹介、すごろくをし、自己紹介や子育てに関する意見交換をしました。

「生活リズム」を整えることがどれほど有効であるかという話を聞き、ビデオを見せました。

参加者からは、「睡眠の大切さを改めて痛感した」「子育てについて他の人と話す機会などなかったのでゲームをしながら楽しく話せて良かった」などの感想が寄せられました。

☆ベビーマッサージの会

3月21日(火)

昨年度6回目の「ベビーマッサージの会」でした。「3回目の参加ですが、子どもが以前より楽しみ、笑顔も見せてくれ、私も嬉しい気持ちになりました」色んなツボを知ることができて、勉強になりました」など、参加した11組の親子に大好評でした。

☆1・2・3月生まれのお誕生会

3月28日(火)

1・2・3月生まれのお友だちの誕生会を開きました。早春をテーマにした絵本やチョウに見立てたハンカチ遊び、誕生日にちなんだ歌遊び、詩

や、しかけ絵本の読み聞かせをしました。

親子遊びの後、それぞれの誕生日の紹介をし、♪ハッピーバースデー♪を歌い、手作りの「キャロット・フレンチトースト」をほおばりながら御祝いしました。

☆おはなし会とわらべうたの会も実施し、たくさんの親子に楽しんでもらいました。

☆6月には、その他に、「ベビーマッサージの会」と「4・5・6月生まれの誕生会」を予定しています。

問 子育て支援センター

☎(62) 3311



人権

昨年度、高森中学校の2年生は、ハンセン病回復者の方々から話を聞き、これまであった差別の現実を学び、いじめや差別のない社会を目指して人権学習を行いました。

1時間目には、ハンセン病そのものについて知識を学び、なぜ隔離政策が必要であったのかについて考えました。

2時間目には、隔離政策の中で起こった差別の現実の中で、患者や回復者、その家族の生き様を考えました。そして、実際に菊池恵楓園に行き、現実に向き合い、話を聞く中で差別のおかしさに気付くことができました。

以下は、恵楓園から帰ってきた後の生徒の感想からの抜粋です。

ハンセン病のことは全く知らず、何のことかわからなかったけど、事前学習をし、うつる病気ではないということや、差別や隔離に苦しんだ方々がいるということを知りました。そして実際に恵楓園に行き、差別に苦しみながらもなくなる差別と闘っていたこと、闘い続けて国との裁判に勝ったこと、さまざまなことがこの目で確認することができました。この学んだことを今後、たくさんの人たちに伝えていきたいと思いました。

山内海靖

私は何度か、学習や祭りなどで、恵楓園を訪れたことがあります。また今回も来ることができて、とても嬉しかったです。でも残念だったのは、4月の地震の影響で、納骨堂が前に訪れたときと少し違っていたり、監禁室に立ち入れなかったりと、少し悲しかったです。しかし、今回の前、習って忘れてしまっていたことなどが、また思い出せたり、新しく学習できたこともあったのでよかったです。私は年に一度ある、恵楓園のお祭りに毎年行かせて頂いています。そこでは、たくさんの恵楓園の入居者の楽しそうな姿や笑顔があふれています。今年も行きます。そのときも、たくさんの楽しそうな姿を見せてください。

坂本羽衣美



福祉

年金だより

国民年金保険料について

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6千490円となり、日本年金機構から送付される納付書により金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。ほか、クレジットカード、インターネット、口座振替もできます。

日本年金機構では、国民年金保険料を期限内に納められない方に対して、電話、書面、相談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえられる事があります。

納付が困難な場合は、免除制度や猶予制度があるので、ご相談ください。

問 住民福祉課 福祉係

☎(62) 1111

内線133

税務

自動車税のお知らせ

～納付は5月31日(水)まで～

4月1日現在で自動車税を所有している方へ、自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。5月31日(水)までに、金融機関、コンビニエンスストア、インターネット、県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所まで納めてください。

問 県北広域本部 収税課

☎0968(25) 4116